平成２８年（フ）第４０１号
福岡県春日市小倉５丁目107番地
債務者　木村　妙子（旧姓原園）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０２号
福岡市南区塩原１丁目15番23号
債務者　林　　恵子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０５号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番34―1107号
債務者　国本　健二
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１２号
福岡市東区多の津５丁目５番８―234号、前住所福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋458番地５ミルキーウェイ　202号
債務者　小森　秀典
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１３号
熊本市東区尾ノ上３丁目14番35―401号　市営灰塚団地２Ｃ－１
債務者　永井　浩二
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４号
熊本市東区尾ノ上３丁目14番35―401号　市営灰塚団地２Ｃ－１
債務者　永井　裕子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７号
長野県上田市上田2070番地３
債務者　中家英一郎
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２０号
長野県上田市中之条1203番地70　県住Ａ４－101号
債務者　小野　孝行
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第７２号
兵庫県加古川市尾上町養田1297番地の１　コンフォールビアン101号
債務者　丹下　和美
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７９号
兵庫県加古川市加古川町美乃利132番地の９
債務者　櫻井　　嘉
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４７号
長野県松本市大字岡田町471番地11
債務者　井出　　忍
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５号
宮城県気仙沼市岩月宝ケ沢274番地１　市営面瀬住宅１号棟108号
債務者　小野寺芳枝
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第２３５号
神戸市須磨区磯馴町６丁目１番18―401号
債務者　伊達きよみ
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７号
広島県尾道市向島町7318番地１
債務者　木曽　郁子（旧姓尾田）
1　決定年月日時　平成28年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第６５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1468番地２
債務者　金田　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２６号
宮崎県小林市細野527番地　売子木団地Ａ棟404
債務者　西之原和江
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部